

事業所間連携加算の取扱いについて

※詳細は、令和6年5月2日付事務連絡「事業所間連携加算の創設と取り扱いについて」（以下「国通知」という。）を参照。

【事業所間連携確認書の対象】

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて、セルフプランにより支給決定を受け、かつ複数の事業所を利用する場合。

- ※ 同一法人内の複数事業所のみを利用する場合は対象外。
- ※ 児童発達支援又は放課後等デイサービス以外のサービスは対象外。

【施行時期】

令和 7 年 11 月 1 日以降に受理する事業所間連携加算確認書から適用します。提出期限は加算算定月の 26 日（休日の場合はその直前の平日）とし、事業所間連携加算確認書（様式 1、以下「確認書」という。）を障害自立支援課で受け付けた日から算定可能。

【事業所間連携報告書及び個別支援計画の受領】

加算の算定に当たっては、留意事項通知により市町村に対し加算対象児に係る各事業所の個別支援計画と事業所間連携会議の記録（事業所間連携報告書（様式 2、以下「報告書等」という。））を共有してください。提出期限は、事業所間連携会議を開催した月の翌月 10 日（休日の場合は直前の平日）とします。確認書及び報告書等が期限までに提出されていない場合、返戻となります。

【事業所間連携加算終了の届出】

当該加算の対象外となる場合、事業所間連携加算終了届出書（様式 3、以下「終了届出書」という。）を提出してください。提出期限は、加算算定終了月の 26 日（休日の場合はその直前の平日）とします。

【提出方法】

確認書、報告書等及び終了届出書は原則、メールでの提出をお願いいたします。また、件名に「事業所間連携加算」と記載して送付してください。

（障害自立支援課：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp）

- ※ 本取扱いについては、今後子ども家庭庁からの事務連絡又はQ&A等の発出により変更される可能性があります。

事業所間連携加算に関する Q&A

Q1 確認書の徴取が必要なサービスは、何であるか。

A1 児童発達支援又は放課後等デイサービスにおいて、セルフプランを希望し、かつ、複数の児童発達支援事業所(放課後等デイサービス事業所)を併用する場合に必要となる。ただし、同一法人内の複数事業所のみを利用する場合は対象外。

Q2 児童発達支援と保育所等訪問支援など、違う障害児通所をセルフプランで組み合わせる場合も、確認書の徴取が必要か。

A2 児童発達支援又は放課後等デイサービスの中で、複数の事業所を利用する場合に必要となる。例えば、児童発達支援を1か所と保育所等訪問支援を1か所の組み合わせの場合は、対象外。

Q3 サービスの更新申請や変更申請のたびに、この確認書の徴取が必要か。

A3 更新申請の際、利用事業所に変更がなく、引き続き事業所間連携を希望する場合は、確認書を提出する必要はない。

変更申請については、利用事業所を変更する場合は、改めて確認書を徴取すること。なお、利用事業所が一事業所になる、又は障害児相談支援を利用するなど、当該加算の算定対象外となる場合は、終了届出書の徴取が必要。(コア連携事業所においては、他の連携事業所に事業所間連携加算の終了連絡を行うこと。)

Q4 確認書の「利用事業所名」の表記はゴム印で良いか。

A4 差し支えない。

Q5 「コア連携事業所」の、受給者証への表示は行わないのか。

A5 国の事務処理要領上では、受給者証の記載事項とされていないため、受給者証上の表記は実施しない。

Q6 「コア連携事業所」はどのように選定するのか。

A6 保護者に対する相談援助を実施することから、選定される事業所と保護者の間に信頼関係が構築されていることが重要となる。選定に当たっては、保護者の意向やサービス利用児童の利用状況に応じて、保護者及び事業所間で選定すること。

(参考 コア連携事業所として位置付けられることが想定される事業所)

- ・中核機能強化(事業所)加算を算定している事業所
 - ・上限管理加算を算定している事業所
- 等

Q7 サービス申請及び利用意向調査の時点で利用先事業所が未定という場合、どのように扱えばよいか。

A7 利用先事業所が未定であるが、複数事業所を希望する場合は、利用先事業所が決まり次第、確認書を提出するよう指示されたい。

Q8 「事業所間連携加算」についても、利用者に費用の1割負担がかかるのか。

A8 かかる。最大で月1回を限度にコア連携事業所では 500 単位につき約 500 円、他の事業所では1か所ごと 150 単位につき約 150 円の負担となる。

ただし、非課税世帯以下では上限月額が0円になるため、加算にかかる費用負担が生じない。また、加算の算定には、「事業所間連携会議」の開催が必要で、開催回数の目安を国が「概ね 6 か月に1回」と示していることから、頻回の費用負担の発生は想定しづらい。

Q9 「コア連携事業所」が交代する場合の手続きは、どのようになるか。

A9 確認書を改めて提出し直していただくことになる。